

令和2年勝浦町マラソン議会（4月会議）会議録第1日目

1 招集年月日 令和2年4月21日

1 招集場所 勝浦町議会議場

1 開閉日時及び宣告

開議 4月21日 午前9時29分 議長 美馬友子

散会 4月21日 午前11時10分 議長 美馬友子

1 出席及び欠席議員

○出席議員（9名）

1番	花房勝一	2番	相原喜久男
3番	瀬戸直一	4番	仙才守
5番	美馬友子	6番	麻植秀樹
7番	松田貴志	8番	籾公一
9番	国清一治		

○欠席議員（1名）

10番 井出美智子

1 会議録署名議員

1番 花房勝一 9番 国清一治

1 地方自治法第121条第1項により説明のために出席した者の職及び氏名

町長	野上武典	副町長	山田徹
教育長	市川公雄	政策監	大久保彰
総務防災課長	中瀬弘晴	企画交流課長	寺尾由美
税務課長	藤井小百合	福祉課長	木村美枝
教育委員会事務局長	石木正昭		

1 職務のため出席した者の職氏名

事務局長 松本博文

1 議事日程（第1号）

開議宣言

日程第1 諸般の報告

日程第 2 会議録署名議員の指名

日程第 3 議会運営委員会所管事務調査報告

日程第 4 議案第 1 号 令和 2 年度勝浦町一般会計補正予算（第 1 号）について

日程第 5 報告第 1 号 専決処分の報告について
勝浦町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例について

日程第 6 報告第 2 号 専決処分の報告について
勝浦町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する
条例について

日程第 7 発委第 1 号 勝浦町議会の会期等を定める条例の一部を改正する条
例について

日程第 8 町民の声に対する質問

日程第 9 発議第 1 号 特定事業場（残土処分場等）の更新許可をしない事を
求める意見書について

1 本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 9 まで（第 1 号）

1 会議の経過

別紙のとおり

~~~~~

午前9時29分 開議

○議長（美馬友子君） 皆さんおはようございます。

令和2年度が新体制でスタートいたしました。町長が言われました、全ての町民が日々生き生きと暮らし、町を訪れる人が羨むようなまちづくりのために、ともに同じ方向に向いてよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、ただいまから令和2年勝浦町マラソン議会4月会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元へ配付のとおりでございます。

~~~~~

○議長（美馬友子君） 日程第1、諸般の報告を議題といたします。

井出議員から欠席の届出が出ていますので、ご報告いたしておきます。

会議等への出席状況を報告いたします。

3月27日、小松島市で開催された小松島市外三町村衛生組合議会第1回定例会に国清議員、瀬戸議員と私が出席いたしました。

4月9日、平石山鉦山への土砂搬入中止を求める意見書の提出のため、高松市の中国四国産業保安監督部四国支部に仙才副議長と私が出席いたしました。

次に、監査委員から例月出納検査結果について報告書がお手元へ配付のとおり提出されていますので、ご報告いたしておきます。

次に、法第121条第1項の規定により、説明者として出席を求めたのは野上町長、山田副町長、市川教育長、大久保政策監、中瀬総務防災課長ほか関係各課長でございます。

新しい課長さんになられました寺尾企画交流課長さんからご挨拶をいただきます。

○企画交流課長（寺尾由美君） 4月1日に企画交流課長を拝命しました寺尾でございます。初めての議会ですので、大変緊張しているところでございます。与えられた職務を全うできますよう一生懸命努力したいと考えておりますので、至らぬ点多かろうと思ひますが、ご指導いただきますようよろしくお願ひいたします。

○議長（美馬友子君） ありがとうございます。

以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~

○議長（美馬友子君） 次に、日程第2、会議録署名議員の指名を議題といたしま

す。

会議録署名議員は、会議規則第128条の規定により、議長において指名いたします。

令和2年勝浦町マラソン議会4月会議における会議録署名議員は、1番花房議員、9番国清議員の両名を指名いたします。

~~~~~

○議長（美馬友子君） 次に、日程第3、議会運営委員会所管事務調査報告を議題といたします。

議会運営委員会調査結果の報告を求めます。

部議会運営委員長。

○議会運営委員長（部 公一君） 議会運営委員会から報告いたします。

4月14日に議会運営委員会を開催し、4月会議の日程等について協議を行った結果、本日1日の開催といたしましたので、ご協力よろしく申し上げます。

なお、この4月会議における全ての第一読会において、会議規則第52条にある、議長が議員として質疑を行うときは、会議規則第53条にある自由討議と同様に、議長席で行うことと決定いたしました。

以上、報告といたします。

○議長（美馬友子君） ただいまの議会運営委員長の報告に質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） それでは、議会運営委員会所管事務調査報告を終わります。

~~~~~

○議長（美馬友子君） 次に、日程第4、議案第1号、令和2年度勝浦町一般会計補正予算（第1号）について議題といたします。

これより第一読会を開きます。

町長から本件の趣旨説明を求めます。

野上町長。

○町長（野上武典君） おはようございます。

勝浦町マラソン議会4月会議の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

令和2年度を迎え、議長の挨拶にありましたように、職員一同心機一転新たな気持

ちで職務に取り組む所存ではございました。新型コロナウイルス感染症の猛威が治まる気配はなく、本日の速報で徳島県で新たな感染者1名が発表されております。さらに、4月当初には、行方不明者の捜索もあり、順風満帆とは行かず、波乱の幕開けとなっております。議員各位におかれましては、何かとご多用のところ、4月会議にご出席を賜りまして深く感謝いたしますとともに、今後とも町政運営にご指導をよろしくお願い申し上げます。

それでは、本会議に上程いたしております議案につきましてご説明申し上げます。

まず、議案第1号は、令和2年度勝浦町一般会計補正予算（第1号）についてでございます。

今回の補正は、令和2年度が始まったばかりではございますが、新型コロナウイルスの影響によりご不便をおかけいたしております小・中学校の児童・生徒並びに保護者に支援をするものでございます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ312万5,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を43億312万5,000円とするものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明をいたさせますので、ご審議いただき、ご決議賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（美馬友子君） 町長の説明が終了いたしました。

続いて、関係課長から詳細説明を求めます。

議案第1号について石木教育委員会事務局長から説明を求めます。

石木事務局長。

○教育委員会事務局長（石木正昭君） それでは、議案第1号、勝浦町一般会計補正予算（第1号）につきまして詳細の説明をさせていただきます。

今回、急遽の補正予算でございます。先ほどは町長のほうから提案理由の説明がありました。今回の補正予算につきましては、町内の各小・中学校の児童・生徒さん、そして保護者の皆様にひな券1万円分を交付しまして、学校休校が続いておりますが、その影響、不安やストレスが増大しよると思っております。そういったところも解消していただくということで取り組むことといたしております。

お手元の予算書に基づきまして詳細説明をさせていただきます。

ちょっと順序が逆になるかも知れませんが、歳出に基づきまして説明をさせていただきます。

今回の補正予算の歳出科目でございますが、9款教育費、1項教育総務費、3目義務教育振興費でございます。関係費用としまして、11節の役務費、通信運搬費になります。こちらにつきましては、ひな商品券、こちらのほうを、基本的には保護者の皆様に、簡易書留便郵送にて配布を予定しております。内訳でございますが、今の学校のほうに287名の方、児童・生徒が在籍されてるということで、教育委員会では確認をしております。これプラス勝浦町内に住所をお持ちの町外の学校へ通われてる児童・生徒さん、こちらのほうにつきましても対象ということを考えております。その関係で、今度は住民課に協力いただきました。住民基本台帳ですね、こちら的人数、こちらのほうを確認をしております。こちらのほうが、3月31日現在で、296名ということになっております。したがって、こういった数字を受けまして、取りあえず予算的には300人分の想定ということで予算組みを行っております。この通信運搬費でございますが、商品券と封筒、あと町長のメッセージ、それと商品券の概要ですね、具体的にはどのお店で使えるかというそういった資料を同封しまして、重さを測ったところ、定形の50グラム以下で何とか対応できるかなというところで、基本の郵便料金が94円、あとプラスの簡易書留費用が320円、合計が1通当たり414円ということになります。この414円の300人分ということで、12万4,200円ということで、予算額は12万5,000円の要求をさせていただいております。

続きまして、19節扶助費でございます。説明で、こちらのほうは、学校臨時休校援助費ということでネーミングさせていただいております。こちらのほうですが、ひな商品券1万円を300人分ということで、予算の計上をしております。合計しましたら、今回の歳出の補正額は312万5,000円ということで、補正予算のほうお願いしております。

なお、財源でございます。こちらのほうはいずれも全額財政調整基金の繰入金、こちらのほうを財源として見込んでおります。

以上、詳細説明とさせていただきます。

○議長（美馬友子君） 以上で詳細説明は終わりました。

これより詳細質疑を行います。

議案第1号について質疑のある議員はご発言をお願いいたします。

どなたからでも。

仙才議員。

○4番（仙才 守君） 念のためちょっと聞くんですけど、小・中学校ということだったと思うんですけど、高等学校とかそういうのは対象外にした理由だけちょっと。

○議長（美馬友子君） 石木教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（石木正昭君） 今回、この取組でございますが、教育委員会がまず主体的に行うというところで義務教育の世界と、そういったところで考えております。あと、何よりも重視してるのがスピード感ですね。これ最近になって方針を決めたわけなんでございますが、とにかくゴールデンウィークに間に合わせたいと、そういったところもありまして、とにかくスピード感を持って、決断早くということに取り組んでおります。今回、そういったところもありまして、小・中学生ということで限定をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（美馬友子君） ほかにありませんか。

松田議員。

○7番（松田貴志君） 何点かお伺いします。

今の仙才さんの部分で、もう少し聞きたいんですけど、小・中学生以外といえども同じ町民で、高校生も同じように学校休業っていう立場で、今家庭で過ごされている現状なんかなって思うんですね。その点に関して、あまりさび分けする必要もないかなって思ったんで、その点について課内でどういった協議を持って小・中学校に限定されたのか、もう一回お答えをお願いします。

○議長（美馬友子君） 石木教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（石木正昭君） 今回、スピード感ということで、取りあえず教育委員会が把握できるのが、特に小・中学校と、高校生も確かに住民基本台帳ですね、そこらから抽出できるかも分かりませんが、事務手続的にも時間を要するだろうというところで、まず状況を見て、今後の検討課題かなというところで、今回お願いできればと思います。

以上でございます。

○議長（美馬友子君） 山田副町長。

○副町長（山田 徹君） 若干補足をさせていただきたいと思います。

基本的にはスピード感っていう部分がございますけれども、昨日もちょっとお話をさせていただいたと思うんですけども、本来ご家族、それと児童・生徒さんの不安と負担の解消っていうふうな部分が一番大きなものになっていると考えております。そういう意味で、その負担につきましては、本来義務教育である小・中学生の皆さんには、町としては給食を提供をいたしているところでございます。給食費というのが、大体1食300円程度でございます、ご家庭で取っていくよりも安価な値段での提供ができていたというふうには考えております。そういう意味で、その負担の軽減という意味でいうと、高校生の方々につきましては、基本的に食費、そういうふうなものにつきましては、常日頃からご家庭で、それぞれのご家庭での負担をお願いをしていたというふうなことから考えまして、その2つの不安と負担の軽減という意味で義務教育の小・中学校というふうに限定をさせていただいたところでございますので、補足でございますが、以上でございます。

○議長（美馬友子君） 松田議員。

○7番（松田貴志君） それでは、もう一点だけ。

今回、町内限定のひな商品券っていう部分に絞って発行されるっていうことなんですけど、もちろんこういったなかなか出かけれんときに、そういった家計負担の助成はありがたいことと思いますし、私自身昨日来多くの方から意見をいただきまして、そういった部分を歓迎する親のほうがはっきり言うて多かったです。でも、実際のところは、みんな口にはしませんでした、ある方は、いろいろ考え方はあるでしょうが、現金のほうがいいっていう部分もあったし、逆に今こういったちょっとでも出かけてええような時期に、あえてそういった消費喚起というか、限られた町内の商店しか、限定される使い道しかないっていう部分でなしに、それはそれで置いて、また落ち着いたときにいろいろと使えれるような、さらにはどこでも使えるような現金っていう選択肢は今回の話に出てこんかったんか、それはどういった話になっていたのかだけ聞かせてもらえますか。

○議長（美馬友子君） 山田副町長。

○副町長（山田 徹君） まず、第1点目の現金というふうなお話でございますが、

行政の事務上、現金で給付する場合には取りに来ていただくあるいは通帳への振込というふうな手続が必要になります。そういうふうな面で考えますと、ゴールデンウィークまでに使えるようにというふうなことが、一番大きな中心の考え方だということにいたしております。

それと、この時期にというふうなお話であったかなと思いますけれども、今回は外に出ていくというふうなことではなく、町長のほうからも若干ご説明していたと思いますけれども、家族で過ごすためのものを町内、できれば外に出て行かずに調達をしていただいて、ゴールデンウィーク中もご家族で過ごしていただきたい、そういうふうな意味も込めての制度にいたしているところでございます。

あと、時期が落ち着いて外で使える現金というふうなお話であったかと思っておりますけれども、そちらにつきましては、先日もお話をさせていただきましたけれども、国が児童手当等で、6月以降につきましては4月分に1万円から1万5,000円の上乗せを行って、6月に給付されるというふうなことになっていると思っております。それと、まだ確定はいたしておりませんが、国からの10万円、1人10万円というふうな給付がされるようなところ——若干変わることがございますので、必ずとは言えませんが——そちらのほうがあとの現金としては皆様のお手元に届くのではないかと考えておりますので、それまでの緊急的に、たちまちゴールデンウィークをご家庭で過ごしていただいて、プラスアルファではございますが、町長からも申しましたように、家族の絆を再度見直してもらって家庭で過ごす、外に買物に行かずに、町内で調達をしていただいたものにおいて、そこらもどんなにか過ごしていただけないかというふうな意味合いで今回の制度を作ったというところでございますので、ご理解いただけたらと思います。

○7番（松田貴志君） もう一点、今の部分で確認なんですけど、ごめんよ、何かへ理屈言うようでもう苦しいんやけど。商品券の理由も分かりましたし、実際今の説明の中で、小・中学生に関しては、それぞれの口座番号等は把握されてると思うんですよ、小・中学校のほうで。そこらあたりで対応できたんちゃうんかなっていう部分。引き落としの部分で、新学期が始まる前にきちっとできてるはずだと思うんですよ、その把握をね。そやけん、そんな場合に、口座番号に振り込む、口座に振り込むような対応でも行けたんかなあとちょっと思うたんで言わせてもうたんです。じゃ

けん、ほこらあたりのいろんな検討過程の中でいろいろ決まってきたと思うんですけど、実際そういった選択肢にされたっていう部分に関しては理解できましたんで、はい、ありがとうございます。

○議長（美馬友子君） ほかにありませんか。

花房議員。

○1番（花房勝一君） 1点だけ。

この施策は大変すばらしいことで、僕は賛成なんですけど、昨日も言われようたいいネーミングっていうのは何か決まったんでしょうか。

○議長（美馬友子君） 野上町長。

○町長（野上武典君） 今、保護者に向けて、私からのメッセージというか、今回のことに関しましてメッセージを送ろうとしております。その中で言うているのは、家族の絆商品券ということで、分掌内ではネーミングさせていただきました。

以上でございます。

○議長（美馬友子君） 花房議員，行きます。

○1番（花房勝一君） すばらしい名前と思います。ありがとうございました。

○議長（美馬友子君） ほかに。

相原議員。

○2番（相原喜久男君） ちょっと細かい話なんですけど、送付の予算12万5,000円ですか、入ってるんですけど、これは予算は予算でいいと思うんですけど、各世帯、保護者さんのところってのは、お子さんがいるところは決まってると思うんですね。1人、2人、3人、まあ多くおられるところもあるんで、ばらばらでそれぞれに2枚、3枚出すんじゃないしに、できたらまとめて送っていただきたい。保護者さんの名前に送るほうが、ちょっと事務は複雑になると思うんですけど、そのほうがいいんじゃないかと思えますんで、よろしくお願いします。

○議長（美馬友子君） 石木教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（石木正昭君） ご提言ありがとうございます。

もちろん可能でしたらそういうに取り組みたいと思いますが、今回スピード感を重視ということで、とにかくゴールデンウイークまでに届けたいと、そういった中でぜひ取り組んでみたいと思いますが、そういったところをご理解いただければと思い

ます。

以上でございます。

○2番（相原喜久男君） よろしくお願ひします。

○議長（美馬友子君） ほかに質疑はございませんか。

籾議員。

○8番（籾 公一君） ちょっと確認なんやけど、この財源は財調の基金。これ予算書だったら、それやったらその他のところに入るんちゃう、基金を使うんなら。今まで大体その他のとこでいっとったでしょ、そんなことないです。

○議長（美馬友子君） 中瀬総務防災課長。

○総務防災課長（中瀬弘晴君） 財政調整基金につきましては、一般財源でございます。

○8番（籾 公一君） ほかの基金はその他。

○総務防災課長（中瀬弘晴君） 議員おっしゃられるのは、特定目的基金になろうかと思ひます。そういった場合、その他の財源という基金もござひます。

○8番（籾 公一君） はいはい、分かりました。すいません。

○議長（美馬友子君） ほかに。

（「なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） それでは、以上で詳細質疑は終了いたします。

お諮りいたします。

本件を第二読会に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） 異議ありませんので、本件は第二読会に付することに決定いたします。

これより第二読会を開きます。

第二読会における議員間の自由討議を省略したいと思ひますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） ご異議なしと認めます。

それでは、これより総括質疑を行います。

議案第1号について質疑のある議員はご発言をお願いいたします。

松田議員。

○7番（松田貴志君） 今回の補正予算について、1点だけ質問をさせていただきます。

3月の一般質問で、今後の対策等について、いろんな住民の方の意見をお聞きした上で、先手先手を取って備えてほしい旨、私もお願いさせていただきました。今回、このように住民の方、対象の方が歓迎されると思われる予算が示されたことは、私自身うれしく思いますし、歓迎したいと思います。

そこで、1点確認なんですけれども、今回そうは言えども、先ほどから、事務局長のほうからスピード感という部分をおっしゃられましたけれども、3月以降、私の感覚からしたら多くの時間があつたのかなって思います。こういった時期に、この間、どのような議論において、どのような声を参考に、今回の予算が示されたのか。また、今後において、今回該当しないであろう困っておられる個人の方、住民の方、さらには事業者の方等、やっぱり私の耳にも多く苦勞されている、お金のやりくり的にも苦勞されている、雇用のところでも苦勞されている方々が多くおられます。そういった方々に対して、今後どのような方針を持っていろんなサポートをされていこうと考えておられるのか。昨日の、今回熟尽会議での説明においては、町独自の方針としては、今回の予算案以外の部分は示されませんでした。そこらあたりも踏まえて、今後の方向性、さらには独自の取組、町長の思い等があれば聞かせてほしいと思いますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（美馬友子君） 野上町長。

○町長（野上武典君） まず、コロナウイルスは、学校の休業というところに注目したわけでございます。もちろん私どもも、4月、新学期が始まったら学校は再開して、子供たちも元気にいってくれるものというふうに思っておりました。それが、今回の事態、4月7日に非常事態宣言ということで、学校ももちろん休校が、何日か登校日はあつたんですが、続いたというところで、今まで保護者、それから学童に預けられる子供、また学童の支援員、そういったところには大変な疲弊が来るんでなかろうかというような思いから、今回こういった予算の補正ということを議会でお願いし

たいということで上げさせていただきます。

そのほか、町内各事業者から、いろんな国の制度に向けてのお問合せ等ございます。こういったものについても、町としまして十分に国の制度を把握して、また困っている事業者等の問合せ、担当課では幾度となく関係機関と連絡を取って、そういったことも情報収集に努めておりますので、それに見合ったような国の制度、そういったものについて把握をしていきたい、また助言もしていきたいというふうに考えております。それで、もし町として何らかできることがあれば、独自でも考えていきたいというふうには思っております。

以上でございます。

○議長（美馬友子君） 松田議員。

○7番（松田貴志君） 答弁ありがとうございました。

町長の思いはしっかりと私自身理解してるつもりですし、今答弁の中でありましたように、こういうときこそ、国や県の制度もありますが、今回小・中学生に行った対策のように、町独自の部分、さらにはこういうときのために、しっかりと今までちょっとずつためてきた基金という部分も有効に活用することによって、これから10年、20年と続く勝浦町の事業者を、長く継続して事業していってもらうためにもできることはないのかなって、それぞれの担当課で知恵を絞っていただきたいと思いますし、先ほど町長の挨拶にもありましたように、今回県内で4人目のコロナ感染者が出たということで、休業に関してもさらに長くなることも予想されます。そうしたことも事前に想定しまして、新たな対策がしっかりと、それこそスピード感を持って打たれるように、関係各所で検討して行ってほしいと思いますので、よろしく願います。答弁ありがとうございました。

○議長（美馬友子君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） 質疑なしと認めます。

以上で本件に対する総括質疑を終了いたします。

お諮りします。

本件を第三読会に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） 異議ありませんので、本件は第三読会に付することに決定いたします。

これより第三読会を開きます。

議案第1号について討論と採決を行うことにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） ご異議ありませんので、討論と採決を行うことに決定いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本件を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（美馬友子君） 賛成者多数と認めます。したがって、議案第1号、令和2年度勝浦町一般会計補正予算（第1号）については原案のとおり可決いたしました。

~~~~~

○議長（美馬友子君） 次に、日程第5、報告第1号、勝浦町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例についてと日程第6、報告第2号、勝浦町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についてを一括して議題といたします。

町長から本件の趣旨説明を求めます。

野上町長。

○町長（野上武典君） それでは、報告第1号、報告第2号につきましてご説明させていただきます。

両議案とも地方税法の改正に伴う関係条例の整理を行うものであり、地方自治法第180条第1項の規定による町長の専決処分事項の指定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定に基づき議会に報告するものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明をいたさせますので、ご審議いただき、ご

決議賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。よろしく
お願いします。

○議長（美馬友子君） 続いて、藤井税務課長から詳細説明を求めます。

藤井税務課長。

○税務課長（藤井小百合君） 報告第1号、勝浦町税賦課徴収条例等の一部を改正する
条例について説明をいたします。

これは、地方税法等の一部を改正する法律が令和2年3月31日に公布施行されたこと
に伴い、関係規定について所要の整理を行うものでございます。

主な内容といたしましては、まず未婚の独り親に対する税制上の措置及び寡婦（寡
夫）控除の見直しでございます。婚姻歴の有無による不公平と、男性の独り親と女性
の独り親との間の不公平を同時に解消するためのものでございます。

次に、所有者不明土地等に係る固定資産税の課題への対応でございます。現に所有
している者を申告と制度化するとともに、使用者を所有者とみなす制度の拡大を行う
ものでございます。

次に、報告第2号、勝浦町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例につ
きまして説明いたします。

こちら、地税法等の一部を改正する法律等が令和2年3月31日に公布施行され
たことに伴い、関係規定について所要の整理を行うものでございます。

これは、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正に合わ
せた改正でございます。

以上でございます。

○議長（美馬友子君） 以上で詳細説明は終わりました。

質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） 質疑なしということで、以上で報告は終了いたしました。

~~~~~

○議長（美馬友子君） 次に、日程第7、発委第1号、勝浦町議会の会期等を定める  
条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件について、提出者の説明を求めます。

部議会運営委員長。

○議会運営委員長（部 公一君） 発委第1号、勝浦町議会の会期等を定める条例の一部を改正する条例について。

このことについて、勝浦町議会会議規則第11条第2項の規定により提出する。令和2年4月21日提出。提出者、勝浦町議会運営委員長部公一。賛成者、勝浦町議会議員花房勝一、同相原喜久男、同瀬戸直一、同仙才守、同美馬友子、同麻植秀樹、同松田貴志、同国清一治、同井出美智子。勝浦町議会議長美馬友子殿。

勝浦町議会の会期等を定める条例（平成25年勝浦町条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

この条例は、令和2年7月10日から施行する。

このことについて、事前に議会運営委員会、熟済会議、理事者等と協議の上、提案させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（美馬友子君） 提出者の説明は終了いたしました。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） 異議なしと認めます。したがって、発委第1号、勝浦町議会の会期等を定める条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（美馬友子君） 次に、日程第8、町民の声に対する質問を行います。

2番相原喜久男議員の質問を許可いたします。

相原議員。自席でいけます。

○2番（相原喜久男君） 議長の許可をいただきましたので、2番、行方不明者の捜索につき質問させていただきます。

ちょっと資料が、タブレットが出てこないんで。すいません。申し訳ございません。初めてでちょっとタブレットは慣れてないんで、発表者ということでやらせていただきます。

4月4日に、土曜日に発生しました。今回、町内放送で繰り返し不明者の情報を求めとったんですけども、なかなか見つからなかったということで、50時間強ぐらいかかって発見、無事発見になりました。災害では、3日間、72時間が見つかる限界だと言われております。発見できて安堵しております。実は、平成28年11月、2年半前ぐらいになります、私の地域で行方不明者がございました。このときも、約50時間ぐらい発見に時間がかかったということがございました。それで、平成29年12月の会議で、先輩議員が質問をさせていただきました。これが全体の記事でございます。詳細は、以下のページに書いてございます。時間が限られていますので、項目をまとめた形で質問させていただきます。

まず、1番と2番の件です。近年、平成30年以降の搜索の件数、それからどういふふうな搜索態勢で実施したか、総務防災課長にお伺いします。

○議長（美馬友子君） 中瀬総務防災課長。

○総務防災課長（中瀬弘晴君） 近年の行方不明者の搜索件数ということでございます。平成29年に3件、平成30年1件、それから令和2年4月4日に1件ということでございます。

搜索態勢はどうなっているのかということでございます。行方不明者が発生した場合、通常は家族から警察への届出があり、必要により警察から町等の関係機関へ協力要請があるものと理解しております。町といたしましては、町の事務として、警察の協力要請に応じる態勢を取ることを原則といたしております。警察への届出がなく、家族が直接町に協力要請を依頼した場合は、家族に対して警察への届出を促すとともに、緊急性のある場合には、警察の協力要請を待たずに、町として態勢を取るものとしております。ただし、町といたしましては、専門的な搜索知識、技術を持たないことから、二次災害を起こさない範囲での態勢となるものと考えております。

以上でございます。

○議長（美馬友子君） 相原議員。

○2番（相原喜久男君） ありがとうございます。

次に、3番と4番です。搜索のマニュアルはあるのかどうか。特に、今回町内放送で、1時、5時、連絡して、多分行方不明者の方は聞こえとったんだろうと思うんですけども、もっとハンディーのマイクとかで放送、搜索でマイクを使うとかそういう

手がなかったのかと。なければ、作る予定、そういったマニュアルを作る予定があるかどうかお伺いいたします。総務防災課長、お願いします。

○議長（美馬友子君） 中瀬総務防災課長。

○総務防災課長（中瀬弘晴君） 現時点におきまして、総務防災課には、行方不明者検索のマニュアルは作成できておらない現状でございます。

行方不明者の検索マニュアルの作成につきましては、周辺他町村の状況を調査させていただいて、検討させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（美馬友子君） 相原議員。

○2番（相原喜久男君） ありがとうございます。先ほどの実績からいけば、30年度から3件、1件、1件ということなんですけど、検索願を出して、全町で検索するというのは、大々的、見つからない場合になると思います。まず、行方不明の検索のときには、まず身内の方がいなくなったと、それから来るのは地区の組織、消防団、分団に来ると思います。それ以上になれば、検索願を出して、全町に広げるという形になると思いますんで、多分この5件以上に、実際高齢者は増えてますんで、行方不明の方はもっと多いんじゃないかというふうに思ってます。それで、手がかり範囲を狭めるために、5番です、拠点に防犯カメラ等設置できないかという検討依頼でございます。案としては、沼江のローソン、それからよってネ市、JAとくしま、勝浦支所付近でどうかと考えてます。これは、1番議員さんの質問もございまして、提案だけといたします。

6番目の質問です。消防団にかなりの負担がかかったんじゃないかと。平成29年の場合は、町民体育祭の前の2日間、土日ですね、かかりました。今回は土日、それから月曜日の朝に見つかったということで、各分団はかなり手間がかかって検索したんじゃないかと思ってます。そのあたり総務防災課長はどういうふうに捉えてますでしょうか。

○議長（美馬友子君） 中瀬総務防災課長。

○総務防災課長（中瀬弘晴君） 今回の検索状況でございますが、まず9時に地元分団のほうに連絡が入り、検索を開始したということでございます。9時10分に、本団の団長から消防担当のほうに連絡がございました。それを受けて、私のほうに連絡が

入った次第でございます。直ちに役場のほうに出向いたところでございます。また、10時過ぎに、捜索願を家族の方が小松島警察署に出され、家族に確認し、町内放送をすることを決定したというところでございます。初め、団長の指示の基、11時に分団長を招集し、全町での捜索を開始したところでございます。1日目の捜索は、19時30分に散会させていただいております。翌日曜日でございますが、8時に分団長をさらに招集し、捜索の指示をさせていただいております。夕方16時に分団長を招集し、家族と協議をし、消防団全体としての捜索を打ち切った次第でございます。翌4月6日の月曜日8時半に、地元において無事保護されたという報告を受けております。消防団の出動に関しては、出動手当を支給する予定とさせていただいております。

以上でございます。

○議長（美馬友子君） 相原議員。

○2番（相原喜久男君） ありがとうございます。

最後の質問になります。

画面にあるとおり、行き先を知らせるための方策として、29年の広報では、福祉課のほうからチラシが折り込まれました。これ書いてあるとおり、山の中で車が故障した、畑でけがをして動けない、道に迷って帰れなくなったと、本当に今の原因を網羅してるように思ってます。それで、老人会とか町広報で周知と、その当時お話がありました。その進捗について、最後に福祉課長にお伺いします。

○議長（美馬友子君） 木村福祉課長。

○福祉課長（木村美枝君） 今回のご質問でございますが、こちらのほうのチラシにもございますように、どこそこへ行ってきますの一言があなたを守るかもしれませんというキャッチフレーズで、でかけるときは誰かに行き先を伝えましょうと呼びかけをするチラシのほうを、平成30年1月広報のほうの折り込みにしております。また、老人会のほうにもチラシの説明をいたしまして、配布をしております。折り込みをしてしばらくたっておりますので、今後もう一度周知のほうを行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（美馬友子君） 相原議員。

○2番（相原喜久男君） 再度の周知をお願いして、私の質問を終わります。ありが

とうございました。

○議長（美馬友子君） 相原議員，先ほど消防団にかなりの負担があったんでは，その考え方はって聞かれたん，ほの考えは答えてないけどほれでよろしいですか。

○2番（相原喜久男君） はい，結構です。

○議長（美馬友子君） はい，分かりました。

この件に関して関連質問はございませんか。

松田議員。

○7番（松田貴志君） すいません，関連質問を1点だけお願いします。

私，以前から，こういった災害時，またこういったいろんなアクシデントがあったときに，音声情報だけじゃなしに，文字情報の充実をずっと求めてきました。特に，豪雨災害等のときは，家の中での放送が聞きづらかったり，もちろん外にある防犯システムの部分のスピーカーからの音も聞こえなかったり，いろいろと確実に住民の方の耳に，しっかりとその情報が届くっていうのは，やはり文字情報が一番強いかなってずっと思っていましたんで，その点について現在の検討状況というか，取組状況が分かればご答弁お願いしたいと思います。

○議長（美馬友子君） 中瀬総務防災課長。

○総務防災課長（中瀬弘晴君） ちょっと細かいところは把握しておりませんで，申し訳ございません。ただ，災害時に，携帯電話等で流しているのではないかなあと考えております。

以上でございます。

○議長（美馬友子君） 松田議員。

○7番（松田貴志君） ごめんなさい。事前に入れとったらよかったですけど，この点については申し訳ありません。どちらにせよ，繰り返しますが，何かしらの手段で文字情報として伝えることが，確実な伝達方法でないかなと私自身感じてますので，音声案内とともに文字情報が有効に行き渡るような方策を，今後考えてほしいと思いますので，よろしくをお願いします。

以上です。

○議長（美馬友子君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） 以上で2番相原議員の質問は終了いたします。

続いて、1番花房勝一議員の質問を許可いたします。

花房議員。

○1番（花房勝一君） 議長の許可をいただきましたので、町民の声に対する質問書ということで質問させていただきます。

このたびの行方不明者の捜索に関しましての件の中での、防犯カメラについての質問でございます。

その前に、4月4日からの行方不明者捜索の際には、理事者の皆様方には大変お世話になりありがとうございました。地元議員として、一言お礼を申し上げさせていただきます。おかげさまをもちまして、少し時間はかかりましたが、無事に発見することができてよかったと思っております。が、やはり先ほど中瀬課長も言ったように、基本的にはこういうことに関しては素人集団の集まりということで、なかなかスムーズにいったとは思えない点多々あったかとは思いますが、またそこら辺はゆっくりと考えさせていただいて、若あゆ会議のときにでも質問させていただきたいと思っております。

ということで、今回、早急な対応が必要ではないかと思った防犯カメラの設置また運用についてでございます。

みかん会議では、瀬戸議員さんのほうから質問されておりました、主要な場所に設置をしてはどうかという質問でございましたが、そのときの答弁では、町有施設への設置を考えていくということでありました。ということで、今現在どのような場所に、どれだけの数だけ設置されておるのか、教えていただきたいと思っております。総務防災課長、お願いします。

○議長（美馬友子君） 中瀬総務防災課長。

○総務防災課長（中瀬弘晴君） 現在の町有施設の防犯カメラの設置状況ということでございます。ご質問いただきました。

瀬戸議員さんの質問にありましたときに、当時の総務防災課長がお答えしている、道の駅に設置をさせていただいております。また、勝浦中学校の駐輪場と玄関において設置をいたしております。それから、住民福祉センターにおきましては、不審者の侵入防止ということで、正面玄関のほうに設置をいたしております。

以上でございます。

○議長（美馬友子君） 花房議員。

○1番（花房勝一君） また、これからさらに設置予定というのはあるんでしょうか、ちょっと何か少ないような気がするんですが。

○議長（美馬友子君） 中瀬総務防災課長。

○総務防災課長（中瀬弘晴君） 現時点におきまして、総務防災課のほうで設置の予算は計上できておらないということでございます。各課の所管施設につきましては、防犯カメラの設置の必要性等を検討する必要があるかと考えております。

以上でございます。

○議長（美馬友子君） 花房議員。

○1番（花房勝一君） ぜひ検討していただいて、たくさんつけていただけたらと思っております。

今回の捜査の中で、町内での防犯カメラを設置している方への協力依頼で、たくさんの方々に協力をいただき大変助かりました。町内にも意外と多くの防犯カメラがあるということもよく分かりましたが、これからの高齢化社会や防犯のことなどを考えますと、もっとあってもいいのかなあと。また、捜査の会議の中でも、生名区長から、全ての詰所への設置はどうかという声も上がっておりました。

今回、ちょっと地元でもいろいろ調べてみますと、実は7分団の詰所には、防犯カメラを団員が個人的に設置をしているということが分かりました。理由を聞いてみますと、階段を上ったところ、いわゆる玄関のところで、よくごみを放られたりとか、ペットボトルとかそういう、いわゆる飲食をされたりとかいろいろなことをされて、ごみを放られとるという事実があったらしく、自主的にその防止のため、またちょっとここでは言えないようなごみも放られとったことがあったらしくて、今現在もつけておるということを聞いております。それをつけたことによってかどうかわかりませんが、そのごみはなくなったということで、今は電源は入れずに、ダミーとして使っておるということを初めて聞きまして、自主的につけられとって、今回の防犯にはあまり関係、捜索にはあまり関係なかったんですけど、そういう団もあるということで、詰所に設置ってのも大変いいことだと思いますので、これはこれでまた検討していただけたらなと思っております。

自分といたしましては、町内でお店をしていて、欲しいけどちょっと踏み切れていない人や個人でも、自宅の防犯のためにと思っておられる方もたくさんおいでと思うので、設置費用の助成ができればいいきっかけになるのではと思っております。また、何かあるときには協力してもらえらる協定をまいておくようにすれば、町としてもかなり安心ができるのではなからうと思っておりますが、この件についてはどうでしょうか。課長、お願いします。

○議長（美馬友子君） 中瀬総務防災課長。

○総務防災課長（中瀬弘晴君） 基本的に、防犯カメラは犯罪の防止、発見を目的として、社会生活の公益のために設置されるものでございます。特定者の行動監視や行為確認の防犯カメラの設置は、個人的権利の侵害という部分もございます。防犯カメラの設置には、損害賠償が命じられることもあるように聞いております。防犯カメラ設置費用助成制度等につきましては、周辺他町村の状況を調査させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（美馬友子君） 花房議員。

○1番（花房勝一君） ぜひぜひ、他町村がやってるかどうか僕もよく調べてないんですが、いいことだと思いますので、前向きに検討していただけたらと思います。

以上。最後に、町長、ほんならこの設置について費用の助成をどのように思われますか、よろしくお願いします。

○議長（美馬友子君） 野上町長、助成はどんなお考えですか。

○町長（野上武典君） 今、担当課長のほうからも申しあげましたように、県下の状況、他町村の状況等についての検討ということで、お返しいただきたいと思っております。

○議長（美馬友子君） 花房議員。

○1番（花房勝一君） ぜひ検討をよろしくお願いします。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

○議長（美馬友子君） この件に関して関連質問はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） 以上で1番議員花房勝一君の質問を終了いたしました。

続いて、7番松田貴志議員の質問を許可いたします。

松田議員。

○7番（松田貴志君） 議長の許可をいただきましたので、町民の声に対する質問を行っていきます。初めてのことなので要領が分かりませんが、時間が限られておりますので、答弁のほうも手短によろしく願いいたします。

先ほども申しましたが、本日、徳島県内において、もう4人目のコロナウイルス感染者が新たに発生したということで、もともと5月7日以降の学校休業等も、それを解消して再開されるという部分もちょっと不透明になってきました。そういった状況においては、やはりきめ細かな対応、さらには情報発信等が必要になってきていると思います。

そこで、1点目として、今、経済対策や生活困窮者対策、また児童・生徒や保護者に対するサポートについて、国や県において様々なメニューが用意されていることと思います。さらには今回も提案されました町独自の取組等、どのような方法で現在周知されているのか、また景気減速や学校休業等で影響を受ける事業者や保護者等の声なき声を拾い上げることができているのか、さらには今後の対策も併せてお聞きしたいと思います。この点については、企画交流課長、福祉課長、教育委員会事務局長に答弁者として指定しておりますので、それぞれ答弁をお願いします。

○議長（美馬友子君） 寺尾企画交流課長。

○企画交流課長（寺尾由美君） 経済対策ということのご質問ですが、まずは3月の下旬から、事業所に対しての聞き取りを、勝浦町商工会を通して定期的に行っております。聞き取りの結果を申し上げますと、飲食店や宿泊施設については、外食等の自粛や宿泊予約のキャンセルなどにより、来店者数や宿泊者の減少が大きく、また各種会合、慶弔行事の自粛により、仕出し弁当や食事の提供が中止となったことによる売上の減少が発生しております。

続きまして、小売業に関してですが、スーパーや小売店につきましては、家庭で過ごす時間が増えたことによる消費の増加で影響が少ない状況でございます。そのほかの小売業について、これまで町外での催物会場などで物販などに参加していた事業所につきましては、参加する機会が全くなくなったことによる売上に影響が出ております。

そのほか、製造業や物流関連ですが、生活必需品については製造も物流も継続して

おりますが、それ以外の業種については今後においてかなり影響が出ると予測されます。また、資材の調達に影響が出ているところもございます。

これまで町内の事業所から商工会の窓口へ寄せられた相談件数は、約10件となっております。相談内容につきましては、いずれも持続化給付金に関するものでございます。この制度につきましては、売上げが大きく減少した事業所に対し、法人の場合200万円、個人事業者の場合100万円を上限に国が給付する制度でございます。現在のところ、4月の下旬に申請方法や受付窓口などの詳細が公表される予定でありますので、その際にはホームページ等でお知らせいたします。

その他の支援制度については、現在のところ国からの支援策として、融資を基本とした資金繰りに関するもの、感染症の影響を乗り越えるための設備投資や販路開拓に関する補助、経営環境に関する相談体制の強化などを多岐にわたって公表されております。主なものとしては、先ほどご説明した持続化給付金のほかに、新型コロナウイルス感染症の影響による売上高が減少している中小企業、小規模事業者への資金繰りに関する制度としてのセーフティーネット保証がございます。また、徳島県の施策としては、県のセーフティーネット資金により融資を受けていることを前提に、融資金額の10%で、100万円を上限とした、徳島県新型コロナ対応企業応援給付金の制度を設けられております。これらの制度につきましては、ホームページで国や県の制度にリンクするよう随時ご案内を行っておりますが、制度の詳細が未確定なものや申請方法についてまだ定まっていない制度もございます。今後におきましても、広報などによる周知にも努め、さらに情報収集にも努め、商工会と連携を図りながら一層の周知に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（美馬友子君） 木村福祉課長。

○福祉課長（木村美枝君） 今回、一時的な支援の緊急貸付けというところで、新型コロナウイルスの影響で生計の維持が難しくなった世帯に、一時的な資金、最大20万円を緊急貸付けをするということで、申請のほうを市町村の社会福祉協議会のほうで受付をすることとなっております。社会福祉協議会のほうに確認をしましたところ、今回問合せは数件ございましたが、実際に申請に至りましたのは1件でございます。この返済につきまして、1年を据え置き、2年以内に返済をするという措置にはなっ

ておるんですが、やはり今回の対策は貸付けというところで、負債になってしまうというところで、現実的に申請には至っていないということをお聞きしております。やはり、生活困窮というところで、給付というほうに関心が高まっているということでございます。周知といたしましては、徳島新聞のほうに掲載、また社会福祉協議会のホームページからリンクをできるようにしております。それと、町としましては、パンフレットを庁舎内の窓口に置いております。

以上でございます。

○議長（美馬友子君） 石木教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（石木正昭君） 小・中学校の休校の状態が長期に及んでることもあり、教育委員会としましては、学校関係者等と協議し、保護者の就労が困難になる場合や、特別な事情がある児童の居場所づくりを目的に、小学校での臨時預かりを去る4月17日から実施をしております。この取組の周知でございますが、4月15日に町のホームページにその概要等を掲載するとともに、対象となる小学校1、2年生及び特別支援学級在籍児童の保護者の皆様にはラインネットで行っております。

声なき声の拾い上げについてでございます。

現在続いております5月6日までの休校期間中、小学校におきましては4月20日、21日、22日、中学校では4月16日、17日、20日、21日、予備日の22日を含めて学校が家庭訪問を実施するとお聞きしております。教育委員会としましては、まずはその結果等を確認し、保護者の皆様から改めてどのようなご意見、要望があったかを把握したいと考えております。また、本町では、教育長室が勝浦町教育相談室となっております。学校とは別に、保護者の皆様からの意見や要望をお聞きする場所があるということ、今回の事態を契機としまして改めてその周知に努め、保護者の皆様のご意見や要望を言いやすい環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

なお、今後の予定でございますが、4月27日に、午前と午後を分けまして、小学校は地域ごとに、中学校は学年ごとに、時間差を設けて登校することとなっております。また、5月1日には、小・中校長会を開催し、今後の対応策等について協議をすることとしております。教育委員会としまして、今後におきましても、学校関係者等と協議をしながら、保護者からいただきましたご意見や要望の中で実施可能なものに

つきまして、取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（美馬友子君） 松田議員。

○7番（松田貴志君） 答弁ありがとうございました。企画交流課長から答弁ありましたように、今現在、町内事業者は大変厳しい苦境に置かれている方が多くいるということをおも耳にしていますし、課長も把握されているということで、やはりそういった方々に対して国や県のサポートの周知はもちろんですけど、何かこう町でできることがあれば考えていってほしいなど。先ほど、町長もそこらあたりのことも言うてくれましたんで、商工会等の連絡を密にしてしっかりと取り組んでほしいと思います。実際、私が勤めてる会社も、3月以降の催事においては全てキャンセル、海外の催事もキャンセルとなっております。町内の観光業者におかれましては、4、5、6の観光バス事業はゼロ、ゼロとゼロ件、さらにはタクシーにおいても7割減っている話も聞いておりますので、そこらあたりもきめ細かい対応している部分は、後々に行政に対する信頼となり得ると思いますので、しっかりと寄り添って対応してほしいと思います。福祉課、企画交流課それぞれ対応が商工会、社協ということで、関連団体との連携が一番大事になってくると思いますので、これからはしっかりと意見交換、関係を密にして行っていただきたいと思います。

教育委員会におかれましては、この2点目の質問と関わってきますが、今後休業が長くなれば、今以上の対策という部分も必要になってくると私自身も考えております。現在、低学年児、また要配慮、支援学級在籍児等の臨時受入れをしていただいております。このことに関して、横瀬小学校も生比奈小学校もええ具合で、今学童保育との連携ができていけるのかなって私自身感じております。学童保育員さんの負担の軽減にもつながっていると、今現在では把握しております。しかしながら、これからさらに長くなったときに、どんなことができるのかなってという部分、教育委員会としても考えていってほしいし、さらには福祉課において学童支援員さんへのサポート、さらには保育士さんへの何かしらのサポートもできないかなって思います。幾ら民間、さらには保護者会が運営しているとはいえ、そこへ通われている子供は住民であり、またそこに勤められている方も住民の方が多くいらっしゃいますので、そこらあたりについても今後の対応という部分を考えていってほしいと思いますので、そ

それぞれ答弁をいただきまして、町民の声の質問を終わらせていただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。今後の対応について申し上げます。

○議長（美馬友子君） 寺尾企画交流課長。

○企画交流課長（寺尾由美君） 企画交流課としましても、これからも商工会と連携を密にして対応に取り組んでまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（美馬友子君） 木村福祉課長。

○福祉課長（木村美枝君） 今回、学童クラブのほうと保育園のほうで少しお話をさせていただきたいと思います。3月の休校から、また今回の休校というところで、学童クラブにおきまして現在の状況というのを少し報告させていただきたいかと思えます。

今回の休校要請で、横瀬小学校のたけのこクラブのほうが午前7時30分からの開所、生比奈小学校のちゃいんどクラブが12時からの開所となっております。開所時間に関しまして、たけのこクラブは、前回3月のときには急なことで、午前からのニーズはあるであろうと支援員さんのほうからはお話がございましたが、急なことで支援員さんの確保、また対応等が間に合わず、午後からとなったんですが、今回は支援員さんの確保、またローテーションなどを工夫していただき、保護者の方のニーズに合わせて午前からの開所としていただいております。ちゃいんどクラブに関しましては、保護者の方のニーズが午後からであったということで、現在も12時からとなっております。

今回は、4月ということで、入学間もない1年生が自宅で1人になるという保護者の方の心配、また子供さんの不安を考慮し、できるだけ午前からの開所ということでお願いをしないと、支援員確保に教育委員会のほうとも連携を取らせていただきながら相談をさせていただきましたが、開所時間につきましてはそれぞれのニーズの違いというところで、今回の開所時間となっております。しかし、コロナウイルスの対策っていうところで、学童支援員さん、学童クラブを開所することで支援員さんの疲れというのは本当に心配するところがございます。3月にご家庭で保育が可能な方は、自宅で自粛をお願いしますということの通知というのも出してありますが、今回緊急

事態宣言を出された後、少し日はたっておりますが、また今後そのような通知を出しながら、ご家庭でお願いできる方はお願いしていきたいかなとも思っておりますし、また教育委員会のほうとの連携もしまして、今後早急な対応を検討していく必要があるかとは思っております。保育園に関しましては、3月と同じように通常の保育をしておりますが、また保育園のほうとも常に連携を、連絡、情報交換をしながら、保育士さんの情報とかも聞いていっておりますので、今後もそのような対応に努めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（美馬友子君） 石木教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（石木正昭君） 先ほどの答弁の中にも触れさせていただきましたが、教育委員会としまして、今後におきましても学校関係者と協議等を行いながら、保護者からいただきましたご意見や要望の中で、実施可能なものについて取り組んでまいりたいと考えております。

なお、これまでの学校の休校期間中、児童の居場所づくりとして、学童クラブの関係者の皆様には大変なご尽力をいただいております。このような事態が長期化していることから、学童クラブの運営につきまして、先ほど福祉課長の答弁にもありましたが、支援員さんの疲労感等、困難な点が生じてるとお聞きしております。教育委員会として協力できることがないかをお聞きし、協力できる点につきましても協力を行うことにより、学校休校中の児童の貴重な居場所となっております学童クラブの運営の確保に努めてまいりたいと考えております。こうした点を含めまして、役場全体が一丸となって取組を行い、町民の不安を払拭したいと考えております。

以上でございます。

○議長（美馬友子君） この件に関しまして、関連質問はございませんか。

国清議員。

○9番（国清一治君） 1点だけちょっとお願いしときたいと思いますが、今回の補正で家庭の絆商品券、これは非常にいいなと私も思ってますが、今後国から一律10万円の交付が、今政府のほうで決まりかけておりますが、町内に来た場合に5億3,000万円ですか、額で言えば、それが入るかなと私も予想しとんどすけれども、そこらを、先ほど担当課長から説明がありました、小売業者の売上げの落ち込み等を救

済するため、従来やっていますプレミアム商品券を生かした、少し割増して、聞きますと、国のほうから特別交付金等も1兆円ですか、何か検討されてるということで、町には1億円ぐらい入るのかなあと考えて想定しとんですけれど、そこらを、これから先の話ですけれど、検討していただきたいと思うんですが、町長の考えをお聞きしたいと思います。

○議長（美馬友子君） 野上町長。

○町長（野上武典君） 今回、10万円、これもなるべくスピーディーに国のほうから制度が来ましたが、できるようにしたいと思っております。その際には、やはり予算も伴うと思いますので、議会のほうもできるだけご協力をいただければというふうに考えております。

それから、その10万円の給付に当たっての、いわゆる地域経済の活性化というようなことも要望が大きいようであれば、考えてはいきたい、またそれに対してのプレミアム分についても検討はさせていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○9番（国清一治君） はい、お願いします。

○議長（美馬友子君） ほかにありませんか。

相原議員。

○2番（相原喜久男君） 非常時の対応としてということで、プレミアム商品券とか発行されるということなんですけど、今一番心配、私が心配してるのは、やはり小・中学校の教育の遅れ、このままずるずる5月6日、それからそれでまたひどくなれば、また延びるっていうな感じで、教育の遅れが心配になるかと思うんですけど、インターネットとかを使ったそういう考えを早くやるべきだと思ってます。そういうところで、教育長のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（美馬友子君） 市川教育長。

○教育長（市川公雄君） ご質問ありがとうございます。

私も危機感是非常に持っておりまして、特にとにかく授業ができませんので、どうにも歯がゆいところがございまして、先生方も早くしたい早くしたいと一生懸命準備もしていただき、登校日には自習用のプリントを作っていたりしておるところであります、今すぐ各家庭にタブレットというわけにもいかんのですが、そうい

う方向性も含めて、今町のほうでも、3月議会でお願したような形での分をできるだけ早くして、学校だけでなく家庭でも対応できるようなこれからの方向というのを考えていきたいと思っております。ご質問ありがとうございました。

以上です。

○2番（相原喜久男君） ありがとうございました。

○議長（美馬友子君） 時間が参りましたので、以上で7番松田議員の質問を終了いたしました。

以上で町民の声に対する質問は終わりました。

~~~~~

○議長（美馬友子君） 次に、日程第9、発議第1号、特定事業場（残土処分場等）の更新許可をしない事を求める意見書についてを議題といたします。

これより第一読会を開きます。

提出者の趣旨説明を求めます。

発議第1号について、瀬戸議員の説明を求めます。

瀬戸議員。

○3番（瀬戸直一君） 発議第1号、特定事業場（残土処分場等）の更新許可をしない事を求める意見書。

このことについて、勝浦町議会会議規則第11条第1項の規定により提出する。令和2年4月21日提出。提出者、勝浦町議会議員瀬戸直一。賛成者、同仙才守、勝浦町議会議長美馬友子殿。

特定事業場（残土処分場等）の更新許可をしない事を求める意見書。

勝浦町の平石山鉦山への約27万立方メートルもの土砂搬入による盛土計画に対し、勝浦川流域住民の間に大きな不安が広がっている。平石山鉦山はすぐ横を勝浦川が流れており、しかも一番川幅の狭い場所であるという特別な事情を持つ地域である。

過去のジェーン台風で、この狭い場所が川の流れをとどめたことにより、大きな洪水被害をもたらした歴史がある。最近の異常気象と台風豪雨災害などを受けて、国の段階では想定雨量の基準の見直し作業が開始されているが、現実にも今でも10年に1度の豪雨想定を超える豪雨が発生しており、今後もさらに起こり得ることは容易に想定される。

平石山鉦山は、今までの掘削によって民有地のシキミ畑を崩落させただけでなく、高低差100メートルを超える残壁上部には無数のひび割れが起こっており、さらなる崩落が起こるのは必至の状況である。大地震や豪雨などによって大量の土砂が川に流れ込めば、周辺地域に大水害を引き起こすのみならず、県道の機能をも喪失させる危険性を否定できない。

また、斜面に予定する構造物は、土質の管理が重要で、土の選定を誤ると盛土構造の崩壊の原因となる。この点に留意すれば、この場所を残土処分場として許可するのは適切ではないと考える。

災害が起こってしまってからでは遅過ぎると、既に4,400名もの請願の署名が集まっている。よって、住民の安全・安心のため、下記を要請する。

記。県生活環境保全条例第62条に基づく平成27年10月16日付、勝浦郡勝浦町大字沼江字鶴匠の特定事業許可更新をしないことを求める。

以上、地法自治法第99条の規定により意見書を提出する。令和2年4月21日。徳島県勝浦町議会。提出先、徳島県知事。

以上です。

○議長（美馬友子君） 提出者の説明は終わりました。

これより発議第1号について質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） お諮りします。

本件については第二読会を省略し、直ちに第三読会に付することに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） 異議ありませんので、本件は第三読会に付することに決定いたしました。

これより第三読会を開きます。

本件について討論と採決を行うことにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） 異議ありませんので、討論と採決を行うことに決定いたしま

す。

これより討論を行います。討論はございませんか。

松田議員。

○7番（松田貴志君） 発議第1号に対して反対の立場で討論をさせていただきます。

3月議会においても、私、国への意見書に対して反対の立場で討論をさせていただきましたので、誤解のないように今回においてもこの場においてなぜ反対の立場を取っているかの意見表明をさせていただきたいと思います。

今回のこの意見書につきましては、徳島県知事宛ということでございます。この間、私は提出者並びにその関係者等におきまして、どのような形で住民の安心・安全が守られるかっていう部分、実効性のある取組っていう部分をお願いしてきたところでございます。今回の意見書によって、民間事業者が法律にのっとって、さらにそこで認可を得た事業を、こういった形で許可の更新をしないことを求めることが、果たして今回の住民の安心・安全を確実に解消させる手だてとして正解なのかどうかという部分において、私は疑問を感じております。それよりも、3月議会で申しましたように、法律の穴をいろいろと考えまして、さらには県議会議員、国会議員等相談する中で、今回の意見書に示されているように、土質の管理がとても重要な部分が、今県や国において責任の所在が曖昧なところ、その点についてもまだまだこれから勝浦町として確認していく余地もあると考えております。この点につきましても、しっかりとまだまだ勉強する部分もあるのかなど。現在においては、土砂の持込みが中止されている状況でございますので、今後もう少し町出身の県議会議員との連携も密にしながら、具体的な行動を持って行っていくほうがより効果的ではないか。こうやって意見書を出すことによって、当事者である民間業者のそういった活動を阻害することは、民間業者との対話の道も閉ざされることにもつながるのではないのかなって、私自身考えておりますので、様々な点でこの意見書については出すべきでないという立場で意見表明させていただきます。

以上、反対討論とします。

○議長（美馬友子君） 賛成討論はございませんか。

仙才議員。

○4番（仙才 守君） 賛成の立場から討論をさせていただきます。

今、何番議員になるんかいな、7番議員から、こういった意見書を出さずにおくほうがいいんじゃないかというような話がありましたけれども、この意見書は、まず3月に国に対して意見書を出すということで、平石山鉱山への土砂搬入中止を求める意見書というのを決議し、そして4月9日に、私と議長で、国の、国っていか国の関係部門のところへ行きまして、意見書を提出してきました。それに関連する意見書でございます。この時期にするのは、6月末に残土処分場の許可期限が切れるということで、その50営業日前に申請が出てくるということで、それに合わせての意見書の提出と、取りあえずこれを止めておきたいということでございます。3月の意見書に関連した提出であるという点をご理解願いたいというふうに思います。

それに関連して、この意見書の中にはちょっと書いてないんですけども、私なりの意見を申し述べてみたいと思います。

1つは、国の役人の方と、ほれから県の関係部門の方が来られて、私どもに勉強会ということで意見を聞きました。そのときにどういう話だったかというと、国の鉱山法は、その横に川が流れているというようなことは関知しないということでありました。川ってというのは、勝浦川です。勝浦町民にとっては、大変重要な川でございます。この環境を誰が守るんだということになりますと、勝浦川の場合は徳島県と、二級河川で徳島県ということになります。今回のこの残土処分場の許認可といいますか、許可をしているもんが、まさしく徳島の県民環境部の環境管理課というところになります。そこが勝浦川の環境の管理と保全をする部門でございますので、この意見書を出すということには意味があると思っております。なぜならば、私ちょっとそのとき県の説明っちゅうのは非常に不満だったんですけども、国が許可しておるから許可したんだというような、どうもそういう内容の話であったと。しかし、それなら勝浦川の環境を誰が守るんですかということになると、やはり県の環境管理課が重要な部門だろうというふうに思うので、私としてはぜひともこの意見書は出しときたいということ、ここに書いてないんですけどもね。

もう一点、これもこの意見書から少し趣旨が離れるかも分かりませんが、先日、4月9日に高松に行きましたときに、国の保安の係官の申しますには、現在の鉱山の残壁の上部からの崩落はないと思ってるというふうに言われまして、それはおか

しいでしょうということで、大きな写真を持って行って、これが落ちんと思うんかという話をしたんですけれども。裁判記録の中にありました、ちらっとしか見てないんですが、施業案というのの中には、崩落に対する、崩落があるということを想定してないんですね。で、少し崩落について書いてあるところを見ますと、もし崩落があるかも分からんから、作業員の安全を凶らなきやあならんと書いてあるんですが、盛土に対してその崩落がどんな影響を与えるかという記述は全くなかった。この点は、施業案の不備なところだと私は思っておりまして、これからそれは争点になっていくと思うんですが。こういったことも県のほうには申し上げて、ここには書いてないんですけれどもね、慎重な判断を求めたいというふうに思っております。取りあえずは、この意見書で、許可するのはちょっと待ってくれという趣旨でこれを出すんだというに思って、私はこの意見書の提出に賛成するものであります。よろしく賛同をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（美馬友子君） 反対討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本件について原案のとおり決定することに賛成の方はご起立お願いいたします。

（賛成者起立）

○議長（美馬友子君） 賛成者多数と認めます。したがって、発議第1号、特定事業場（残土処分場等）の更新許可をしない事を求める意見書については原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

以上をもって本会議に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

なお、この後、防災対策特別委員会を予定しております。関係者の皆様は、25分に大会議室にお集まりください。

以上です。

午前11時10分 散会

以上会議の顛末を記し相違ないことを証するためにここに署名する。

勝浦町議会議長

勝浦町議会議員

勝浦町議会議員